

4歳児から3歳児に

視聴覚検診事業の対象年齢を引き下げます

子どもの目の機能は、6歳までにほぼ完成すると言われていています。子どもの目に異常があった場合には、早い段階で治療を開始することでその影響が最小限に抑えることができると言われています。

耳の異常は、言葉の習得やコミュニケーションの発達に影響を及ぼすため、同様に早い段階で治療を開始することで、良好な言語発達が得られるとされています。

そこで横浜市ではこの度、視覚及び聴覚の異常をより早期に発見し、早期に治療・療育を行うため、視聴覚検診事業の対象年齢を4歳児から3歳児に引き下げます。

【対象者】

3歳児（平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ）

※今年度に限り、4歳児と3歳児に対して検査を実施します。

【検査を受ける方法】

対象のお子さんがある家庭に案内はがきを送付しています。検査を受ける方法を確認して、必ず検査を受けてください。どちらの場合でも、検査は自宅で行えます。

●市内の幼稚園・保育園などに通っている場合

園から調査票を配布します。

●市内の幼稚園・保育園などに通っていない場合

はがきの内容に沿って、直接検査機関（※）にお申し込みください。自宅に調査票を送付します。

※検査機関：社会福祉法人 青い鳥 小児療育相談センター

【横浜市視聴覚検診事業について】

昭和50年度から、市内幼稚園・保育園のご協力により4歳児の家庭に調査票を配布し、「目と耳の検査」を実施してきました。各家庭での検査に加え、幼稚園・保育園でも検査をしていただくことで視覚及び聴覚の異常の的確な発見につながっています。なお、平成30年度は、98.1%の受診率となっています。

お問合せ先

こども青少年局こども家庭課親子保健担当課長 丹野 久美 Tel 045-671-4286